

請願・陳情参考資料

平成 27 年 2 月 13 日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
27年-3 (H27. 1. 30)	総務	<p>生活必需品への軽減税率適用及び最低賃金の引き上げを求める意見書（軽減税率適用関係）の提出について</p> <p>鳥取県倉吉市新田129 足羽 佑太</p>	<p>消費税の軽減税率制度については、平成27年度与党税制改正大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」とされており、与党税制協議会において、今秋の制度案決定を目指して検討委員会を設置するなど具体的な検討がなされている。</p> <p>また、平成27年度から着手される法人税改革は、企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大に繋がり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付くという経済の好循環が着実に実現するよう、税制においても、企業が収益力を高め、賃上げにより積極的に取り組んでいくよう促すことが必要であるという観点から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるよう実施されるもの。</p> <p>なお、消費税の軽減税率の導入は、地方の社会保障財源にも影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、時期も含めて慎重に検討するとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講ずることを、全国知事会等を通じて国に提言している。</p>